

## 第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）又は個人が、大会及び大会関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

### (協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等又は個人が、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 大会行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- 2 企業等又は個人が行う協賛を以下のとおり定義します。
  - (1) 団体協賛 企業等が行う協賛のことをいいます。
  - (2) 個人協賛 個人が行う協賛のことをいいます（資金協賛に限る。以下同じ。）。
- 3 第1項第1号に掲げる協賛金の提供は、以下のとおりとします。
  - (1) 団体協賛 1万円を1口とします。（協賛は1口単位とします。）
  - (2) 個人協賛 千円を1口とします。（協賛は1口単位とします。）
- 4 第1項第2号に掲げる協賛物品は、協賛者と実行委員会が協議して決定しますが、その例は別表1「協賛物品の例」のとおりです。なお、協賛物品には協賛者の名称等を表示していただくこともできます。
- 5 第1項各号以外の内容で協賛希望がある場合は、協賛希望者と実行委員会が協議して決定します。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、原則として令和4年4月1日から大会開催日である令和4年9月25日までとします。

### (協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、大会の趣旨に賛同する企業等又は個人に対して協賛を依頼します。

### (協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける場合は、以下の第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園申込書（以下「申込書」という。）を実行委員会会長宛てにご提出ください。

- (1) 団体協賛 様式第1号
- (2) 個人協賛 様式第2号
- 2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し書面により受理した旨を通知します。
- 3 様式第2号により申込者から提供を受けた個人情報、協賛の授受、協賛特典の贈呈及び手話パフォーマンス甲子園の広報等に伴う連絡調整に限って使用します。

### (協賛金の振込等)

第6条 資金協賛を行おうとする企業等又は個人は、前条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する口座に協賛しようとする金額を原則として一括して納付ください。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することもできます。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。ただし、実行委員会は、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することもできます。

### (協賛物品の受納等)

第7条 物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会と協

議の上、決定した方法により、協賛物品を納入していただきます。

2 実行委員会は、申込者の希望により、協賛物品の受領書を発行することもできます。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は前条第1項の規定により協賛を行った企業等又は個人に対する特典は、以下のとおりとします。なお、物品協賛による協賛者の特典については、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により協賛金額の区分を判断することとします。

(1) 団体協賛 別表2「団体協賛者特典一覧」のとおり。

(2) 個人協賛 別表3「個人協賛者特典一覧」のとおり。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもあります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号に掲げるいずれかの経費に充てるものとします。

(1) 大会行事を広く周知するために要する経費

(2) 大会行事の実施に要する経費

(3) その他大会の開催に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する者

(4) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

[別表 1]

○協賛物品の例

大会出場チームへの賞品、大会参加者・運営スタッフ等へ提供する飲食料品等（協賛物品には協賛者の名称等を表示していただくこともできます。）

[別表 2]

○団体協賛者特典一覧

協 賛 特 典	協 賛 金 額				備 考
	50 万円 以上	10 万円 以上	3 万円 以上	1 万円 以上	
1 大会協賛者の呼称の使用	○	○	○	○	
2 大会ホームページへの協賛者名の掲載	○	○	○	○	・掲載順は金額の高い順（同額の場合は申込順）
3 協賛者ホームページへのリンク	○	○	○	—	
4 大会公式 SNS での協賛者名の紹介	○	○	○	—	1 協賛者につき 1 回
5 大会公式ロゴマークの使用	○	○	○	—	
6 大会プログラムへの協賛者名の掲載	○	○	○	—	掲載順は金額の高い順（同額の場合は申込順） ※7 月末までの協賛申込に限る
7 大会プログラムへの企業広告の掲載（4 色カラー）	○	○	—	—	・50 万円以上 A4 1/2 頁程度 ・25 万円以上 A4 1/4 頁程度 ・10 万円以上 A4 1/8 頁程度 ※7 月末までの協賛申込に限る ※誌面の都合上、掲載サイズは変更となる場合があります。
8 大会 PR チラシ、報告書等への協賛者名等の掲載	○	○	—	—	掲載順は金額の高い順（同額の場合は申込順） ※チラシは 6 月末までの協賛申込に限る
9 大会会場に設ける協賛者 PR コーナーへのチラシ等の掲示	○	○	—	—	チラシ又はパンフ A4 版、ポスター B2 版を各 1 種類掲示を予定
10 大会会場内への PR ブース出展	○	—	—	—	会場内で協賛者 PR ブースの出展（詳細場所等は調整）
11 大会 PR 用のぼり旗等への企業ロゴの掲載	○	—	—	—	※6 月上旬までの協賛申込に限る。

(注) 1 大会とは、「第 9 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」をいいます。

2 物品協賛の場合は、金額換算します。

3 上記 1～5、7、8 及び 11 は協賛後順次、6、9 及び 10 は大会開催当日に特典が受けられます。

4 大会終了後、全ての協賛者へ手話パフォーマンス甲子園実行委員会会長から感謝状を送付します。

5 大会プログラムは、大会来場者等に配付します。（公式 HP にも掲載。）

6 上記 7 の企業広告については、広告の画像ファイルを作成の上、8 月上旬までに実行委員会へ納入してください。

7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、特典内容に変更が生じる場合があります。

[別表3]

○個人協賛者特典一覧

協賛特典	協賛金額			備考
	1万円以上	5千円以上	1千円以上	
1 大会グッズの贈呈	○	○	○	[大会グッズ例] 缶バッジ等
2 大会実績報告書の贈呈	○	○	—	大会の結果や記録をとりまとめた冊子
3 大会への優先入場	○	—	—	観覧席のご用意 ※新型コロナウイルス感染防止対策として、観覧等に制限を行う場合は、ご用意できない場合があります。
4 感謝状の贈呈	○	—	—	

- (注) 1 大会とは、「第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」をいいます。  
 2 上記特典は、協賛者に対しそれぞれ1個（冊、席、枚）進呈します。  
 3 上記1、2及び4の特典は、大会終了後に協賛者へ進呈します。  
 4 上記1のグッズを選ぶことはできません。